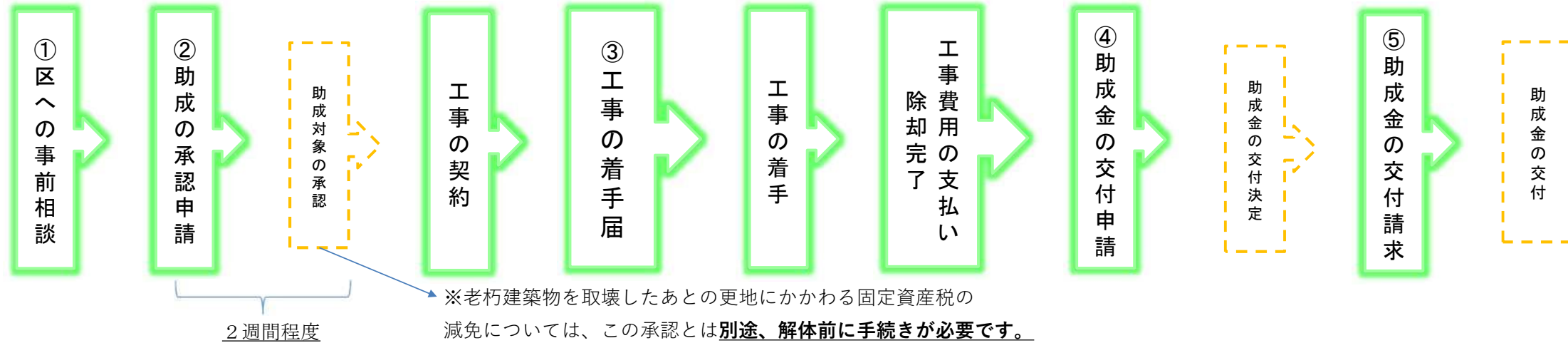


不燃化特区内の老朽木造住宅（軽量鉄骨造を含む）の取壊し費用を助成します

助成手続きの流れ

除却助成

- ... 葛飾区
- ... 申請者



助成対象の建築物	
<input type="checkbox"/>	葛飾区の不燃化特区内である
<input type="checkbox"/>	除却工事の契約前である
<input type="checkbox"/>	主要構造部が木造または軽量鉄骨造である ※2以上の主要構造部がある場合、建築物の延べ床面積の2分の1以上の構造部
次のア、イのいずれかに該当する建物であること	
<input type="checkbox"/>	ア 建築日が昭和56年5月31日以前である。
<input type="checkbox"/>	イ 区が行った調査により危険であると認められる建築物 ※イの建築物への該当については、事前相談により状況を確認させていただきます。
助成を受けられる方	
助成対象工事の経費を支払う方であり、次のア、イ、ウのいずれかに該当する方	
<input type="checkbox"/>	ア 老朽建築物の所有者又は所有者から委任を受けた2親等以内の親族であること
<input type="checkbox"/>	イ 老朽建築物の所有者、相続人全ての承諾を得た、老朽建築物の存する土地の所有者
<input type="checkbox"/>	ウ 老朽建築物の除却について、裁判の判決又は和解等により権利を得た方
助成内容	
最大200万円まで	【計算例①】 助成対象建物の延べ床面積が75㎡、実際の取壊し 工事費が1,900,000円の場合 ア: 75㎡×36,000=2,700,000円 イ: 1,900,000円 イの金額のほうが低いので、 190万円が助成対象額となります。
助成額（ア、イのうち低いほうの額） ア：建築物延べ床面積×36,000円/㎡ イ：実際の取壊し工事費	【計算例②】 除却する建物の延べ床面積が75㎡、実際の解体 工事費が3,600,000円の場合 ア: 75㎡×36,000=2,700,000円 イ: 3,600,000円 →低いほうアの額が200万円以上のため、 200万円が助成対象額となります。
注) 公有地に面するブロック塀等を有する 場合、別途助成金がございます。 その他除却に係る助成金を併用されるご予定 の場合は、事前にお申し出ください。 また、併用する助成金の対象経費については、 本申請から除いた経費で申請してください。	

② 助成の承認申請		No.	提出書類	注意事項・備考欄
<input type="checkbox"/>	1	葛飾区不燃化特区老朽建築物除却助成対象工事承認申請書		
<input type="checkbox"/>	2	事業計画書		
<input type="checkbox"/>	3	案内図		
<input type="checkbox"/>	4	ア. 既存建築物の登記事項証明書 イ. 固定資産税及び都市計画税課税明細書及び納税通知書 ウ. 固定資産課税台帳 エ. 土地・家屋名寄帳の閲覧による書類		ア～エの内、いずれか一つの写し インターネット版はアに限り可（照会番号が確認でき、かつ、 発行日の翌日から100日以内のものに限る。） 提出いただいた書類に記載された床面積（現況床面積）を 老朽建築物の延床面積とします。
<input type="checkbox"/>	5	敷地及び対象建築物の写真		
<input type="checkbox"/>	6	経費見積書		他の助成金を併用する場合、本申請分との区別がわかるもの
<input type="checkbox"/>	7	本人確認書類		顔写真付きのものであれば1点の写し 【例】運転免許証、旅券（パスポート）、マイナンバーカード等 それ以外は2点の写し 【例】健康保険資格確認書、介護保険証、年金手帳等 ※申請者が法人の場合は登記事項証明書
<input type="checkbox"/>	8	同意書及び2親等以内の親族関係が分かる書類（戸籍全部事項証明書等）		※下記に該当する場合必要。共有名義の場合は同意書のみ □既存建築物の所有者と申請者が異なる場合 □既存建築物または建替え建築物が共有名義の場合
<input type="checkbox"/>	9	同意書及び同意者の権利関係がわかる書類（建物登記簿等）		※除却する建築物が長屋の一部の場合必要

③ 工事の着手届		No.	提出書類	注意事項・備考欄
<input type="checkbox"/>	1	葛飾区不燃化特区老朽建築物除却助成対象工事着手届		
<input type="checkbox"/>	2	経費見積書（変更がある場合のみ）		他の助成金を併用する場合、本申請分との区別がわかるもの
<input type="checkbox"/>	3	請負契約書の写し		
<input type="checkbox"/>	4	建設業許可登録証の写し又は解体工事業登録証の写し		

④ 助成金の交付申請		No.	提出書類	注意事項・備考欄
<input type="checkbox"/>	1	葛飾区不燃化特区老朽建築物除却助成金交付申請書		
<input type="checkbox"/>	2	工事中及び工事完了写真		
<input type="checkbox"/>	3	請負契約書の写し（変更がある場合のみ）		契約変更があった場合、積算書も含む
<input type="checkbox"/>	4	領収書の写し		収入印紙付
<input type="checkbox"/>	5	消費税仕入税額控除確認書		

⑤ 助成金の交付請求		提出書類	注意事項・備考欄
<input type="checkbox"/>		葛飾区不燃化特区老朽建築物除却助成金請求書	